

4 災害扶助、旧軍人恩給及び戦傷病者戦没者遺族の援護

(担当 福祉課社会福祉係)

1 災害扶助

災害等による市民の被害に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害援護資金の貸付及び災害見舞金の支給等を行います。また、碧南市被災者生活再建支援金支給規程の規定に基づき、被災者生活再建支援法の対象とならない災害の被災者に対し、基礎支援金及び加算支援金を支給します。

区分	対象災害	支給又は貸付額	備考
災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令	災害弔慰金	500万円（生計維持者） 250万円（その他の者）	
	災害障害見舞金	250万円（生計維持者） 125万円（その他の者）	
	災害援護資金	最高350万円 ※貸付金（年利3%）	
	災害見舞金	自然災害または火災による場合 ○死亡者 ○負傷者 ○住宅・家財の滅失、焼失 ○床上浸水	1人につき最高10万円 1人につき最高3万円 1世帯につき最高6万円
碧南市被災者生活再建支援金支給規程	基礎支援金	自然災害 ※被災者生活再建支援法が適用されなかった場合	1世帯につき最高100万円
	加算支援金		1世帯につき最高200万円

災害見舞金の支給実績

区分	年度	29	30	令和元	令和2
	住宅火災		全焼2	全焼14	半焼1
火災による		0	0	0	0
自然災害による		0	0	0	0
住宅半壊、床上浸水		0	0	0	0
支給合計	件数	2	14	1	1
	支給金額	60,000	405,000	30,000	30,000

2 平和祈念祭

今日の発展と繁栄が戦没者の尊い犠牲の礎の上にもたらされたものであることを深く思い、戦没者を追悼するとともに、恒久平和への願いを捧げるため平和祈念祭を行っています。

3 戦傷病者戦没者遺族等の援護と相談

旧軍人・軍属及び準軍属等の公務上の疾病若しくは死亡に対し、国家補償の精神に基づいて、軍人・軍属であった方又はその遺族の援護や相談に応じています。

戦傷病者に対しては、障害年金及び妻に対する特別給付金の申請、戦傷病者手帳、補装具、旅客鉄道株式会社乗車券の交付取扱いをしています。

戦没者の遺族の方に対しては、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、特別弔慰金及び妻及び父母に対する特別給付金などの申請の取扱いをしています。

4 軍人恩給等に関する事務

旧軍人が一定年限以上在職した場合は、普通恩給、一時恩給等が受給できます。また、普通恩給受給者が死亡された時は、普通扶助料などが受給できます。

旧軍人が公務傷病により心身に障害を有することとなった方には、傷病恩給が受給でき、公務傷病等により死亡されたときは、遺族に対し、公務扶助料、特別扶助料などの相談に応じています。